

## 議 事 録

会議名	平成30年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成30年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成30年11月2日（金）14:00～16:20		
開催場所	寒川町役場 本庁舎3階議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、齋藤(宙)、坂元（欠席：齋藤(昭)） 事務局：野崎(総務部長)・三橋(総務課長)・高橋(総務課行政総務担当主査)・ 武田(総務課行政総務担当主事)・関根(施設再編課長)・赤井(施設 再編課管財担当副主幹) 傍聴者数：1名		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項ただし書の 規定に基づく諮問について(町公用車へのドライブレコーダー設置 に伴う個人情報の本人以外からの収集及び本人通知省略) 第3号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第4号 その他		
決定事項	第1号 入澤委員・齋藤(宙)委員を指名 第2号 諮問のとおり承認。 第3号 報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 追加資料：寒川町情報公開審査会からの意見書		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入 澤 章 齋 藤 宙 也 (平成31年1月16日確定)		

## 議 事 の 経 過

1. 開会 三橋総務課長

2. あいさつ 野崎総務部長  
中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者が1名いることを報告。

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴者の入室を出席委員全員が了承。

(傍聴者入室)

3. 議事

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として入澤委員及び齋藤(宙)委員を決定した。

第2号 寒川町個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問について(町公用車へのドライブレコーダー設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び本人通知省略)

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号1)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程(以下「規程」という。)において、ドライブレコーダーを設置する目的を職員の安全運転意識の向上、事故の場合の責任の明確化としているが、それ以外に目的として挙げられる可能性は。

→ ドライブレコーダーの設置により、副次的な効果が表れる可能性はあるが、まずは、公用車を運転する者の安全運転に対する意識の向上を図ることと、万が一交通事故が起きた場合、当時の状況や責任の明確化ができるというところを主の目的としている。

※ ドライブレコーダーにより電磁的記録媒体に記録された画像及び音声(以下「データ」という。)は、個人が識別できる情報か。

→ 撮影された状況や画質にもよるが、年齢、性別等の区別が付き、個人が特定し得

る情報であるとして保護する必要がある情報だと認識している。

※ 公用車で町内を走行するという事は、一種のパトロールのような意味合いも期待されるのではないか。例えば、喧嘩や泥棒の現場等、色々な場面に遭遇するという事も想定できる。規程に記されているドライブレコーダーの設置目的は、あくまで安全意識の向上と交通事故における責任の明確化ということだけでいいのか。

→ 目的としては、交通事故の責任の明確化という部分が主なものであり、この目的に沿った形での運用として、交通事故とそれに類する事案について、利用や提供を考えている。警察等から法令に基づき情報の提供を求められれば、応じるという考えであるが、データの性質上、映像は長くても150分しか保存されず、新しいものの上書きをされていくので、提供できるデータが残っているのか、法に基づいた請求かを確認したうえで利用するものと考えている。

※ 設置目的を安全意識の向上と事故の責任の明確化として限定列挙しているが、目的を様々な方向に広げてしまうことで、データの利用が広範囲に及んでしまい收拾がつかなくなってしまうため、この2つに目的を絞ったという理解でよいか。

→ ドライブレコーダーを設置することにより、我々でも想定し得ない効果はあると思うが、データの利用については、交通事故が起きた場合の責任の明確化、それに類する事案又は法令に基づき提供の請求があった場合の限定的なものと考えており、ここでは利用に即した目的に限定していると理解してもらえればと思う。

※ 実際には公用車後方にはドライブレコーダーを設置しないということだが、あおり運転の抑止という観点で、設置している旨のステッカーを張る予定はあるか。

→ 機器にステッカーが同梱されているとのことなので、公用車に張り、一定の抑止効果が得られれば、と考えている。

※ 現時点では顔や容姿が明瞭に映し出されるわけではないかもしれないが、今後技術の進歩により、より鮮明に個人が映し出されるようになった場合を見越して、今から個人情報保護の問題として取り組んではどうか。

→ 今回設置するドライブレコーダーは、前方の車両のナンバープレートが認識できるくらいの映像であるので、信号待ちなど停車中に撮影された個人の容姿等は、ある程度鮮明に認識できると考えられ、個人情報に該当すると認識している。

※ インターネットの動画サイトで、交通事故の場面の映像が誰でも閲覧できるように掲載されている。そういう動画サイトに掲載されないよう、データをどのように管理するのが重要であると思うが、今回示されている規程は、管理が徹底できるものになっているか。

→ データの取り扱いが一番重要であることから、規程の中で統括責任者又は統括責任者が命じた管財担当の職員以外はデータを取り出せないように規定している。また、データの利用や提供についても事案を限定しているので、インターネット上を含め、外部に漏れる恐れはないと考えている。

※ 事件があった際に、例えば何時にどこを通った等の捜査依頼等、事故以外の刑事

- 事件があった場合のデータ提供についてはどういう対応となるのか。
- 法令に基づき、正式に資料提供の請求が得られ、それに該当するデータが存在すれば、提供することになる。
  - ※ 今、ドライブレコーダーのメリットは大きく注目されていて、設置せざるを得ない状況だと思うが、データの乱用を避けるためにも、現時点で想定できることについては、きちんと押さえておく必要があると思う。
  - 今回のドライブレコーダーの設置は、公用車での交通事故発生時の責任の明確化を目的の中心としているので、利用についても限定的なものにしている。今後社会情勢の変化に伴いデータの利用が妥当であると判断できる事案が出てきたら、適宜規定を見直していきたいと考えている。
  - ※ データの利用や提供について、規程第 10 条及び第 11 条で、法令に基づき正式に依頼のあったときとしているが、実際にはどのようなケースを想定しているのか。
  - 犯罪捜査や、公用車の前方で交通事故があったとき等が考えられるが、具体的な依頼がある都度、利用や提供の判断をしていくものとする。
  - 様々なパターンが考えられるが、法令に基づき、データ提供する義務があるものについて提供する。公的機関であっても、根拠法令が確認できないものについては提供しない。
  - ※ 規程第 10 条及び第 11 条も法令に基づき提供するというので、例えば任意の提供を求められた場合は、公的機関だからといって提供することはない、という理解でよいか。
  - そのような運用で考えている。
  - ※ 外部に情報提供するパターンとして 3 つ、犯罪捜査や任意捜査の際の刑事訴訟法に基づく提供、アリバイ証明等の際の弁護士法に基づく提供、民事紛争や労働紛争の際の民事訴訟法に基づく提供が考えられるが、これらの他に何か想定しているものはあるか。
  - これら以外の提供については今のところ想定していないが、法令に基づいていない限り提供はしないという管理になると考えている。
  - ※ データに記録されている事故の関係人から、そのデータを公開してほしいという要求があった場合、こういった取り扱いとなるのか。
  - 法令に基づいての提供とは異なり、請求した人の映像については、自己情報という観点から考えることになり、請求者以外の人が映り込んでいる等、状況によって開示、部分開示又は不開示を判断していくことになる。その決定に対し不服があれば、審査会の判断を仰ぐこととなる。
  - ※ 肖像権のことで何か対策を講じているか。
  - 肖像権という観点から検討はしていない。
  - 本来の目的に応じてデータを利用する分には問題がないと解釈しているが、例えば著名人が映っており、それをインターネット上に投稿する等、本来の目的から反れた利用をした際には、法に触れる恐れがあると認識している。

- ※ 肖像権について現在法律で条文としてはっきり明記されていないが、いわゆる人格権の1つとして民法上保護されているので、みだりに侵害すると法的責任が発生し得るが、必要最低限の範囲で通行人が映り込む程度であれば、侵害ということにはならないと思われる。
  
- ※ 本人通知省略という点について、公用車の前方を走行している車両のナンバープレートは映像として記録されると思うが、陸運局で調べれば車両ナンバーから個人が特定できるのではないか。
  - 車両ナンバーを把握しているだけでは登録事項を照会できない制度となっているため、車両ナンバーだけで所有者を割り出すのは困難であると考え。
- ※ 弁護士会であっても車両ナンバーだけでは陸運局に登録事項を教えてもらえないので、車両ナンバーが記録されたからといって直ちに侵害ということにはならないと思うが、場合によっては個人情報情報を割り出すことも可能となるため、みだりに取り扱ってはならない意識は必要であると思われる。
  
- ※ 職員の勤務実態の把握又は監視という話にもなるが、事前に職員労働組合と話し合いはできているのか。
  - 労働条件の変更に当たるのではないかとということで、職員労働組合に打診したところ、ドライブレコーダー設置の目的や趣旨についての理解は得られ、音声は録音されることについても、勤務時間中のものであるということから、反対の意見はない、とのことだった。
  
- ※ 法令に基づく提供以外でデータを外部へ提供する際の措置要求について、どのように考えているか。
  - 念書等は具体的に検討していないが、提供する際に条件を付すことは可能であると考えられるため、検討を重ねていく。
- ※ データを提供する際は、目的外使用しないよう注意する旨を書面で渡し、その書面を受領した旨を一筆書かせる等、運用上の工夫もあり得るのではないか。
  
- ※ 規程に反した行動をした際の罰則等は設けないのか。
  - 提供先がデータを乱用しているということが発覚したら抗議等が必要と思われるが、規程で罰則等は設けていない。
  
- ※ ドライブレコーダーの記録は公文書に該当するのか。
  - 記録されてからデータが上書きされるまで、長くて150分の間は公文書であると考え。
- ※ 管理の実態があるとするならば、保管に関する規定等を設けるべきではないか。公文書が150分で勝手に削除されること自体が問題になることもあり得る。公文書として定義するのか、というところもきちんと考えるべきではないか。
  
- ※ ドライブレコーダーの記録は個人情報であるという前提で話が進んでいるが、そ

- もそも個人情報に当たるのかどうかという判断が必要だったのではないか。
- データを確認したことにより、直ちに個人が特定されるわけではないが、本人の知らないところで映像として記録されている、という事実配慮が必要であると考え、本人以外からの収集ということで諮問したものである。
- ※ データを収集するのは確実だが、一定の時間を満たすと上書きされて利用されない可能性もあると思うが、それでも個人情報に該当すると考えるのか。
- 上書きされて利用されないとしても、長ければ150分は保存されるものなので、一定時間経過後に削除されるからといって個人情報を取り扱っていない、とは言えないと考えている。
- ※ 内閣府の個人情報保護委員会の資料によると、顔写真も個人情報に含まれると明記されている。法律上の根拠としては、映像についても写真と同様に個人を識別できるもの、という位置づけとなっている。
- ※ データを削除しても、方法によってはデータが復活することもあり得ると思われる。また、データが完全に削除されていないということとなると、どこにどんなデータがあるか等、管理が難しいと思われる。そのような危険も可能性としてあるということ念頭に置いてもらいたい。
- 今回設置するドライブレコーダーの記録媒体はメモリーカードで、1,2年で使用不可能となるようだが、媒体を処分する際は、媒体自体を粉砕する等の運用になるかと思う。媒体の管理については、十分注意していかなければならないと思っている。
- ※ 消防分団の消防車においてもドライブレコーダーは設置されると思うが、消防団員に対する個人情報保護の指導や教育をしっかりと行ってもらいたい。
- 消防組織法に基づき消防団員の身分取扱いについて定めている条例の中で、「団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。」という規定を設けており、不適切な使用がないよう徹底していく。
- ※ ドライブレコーダーの設置について、例えば広報等で町民に対し周知する予定はあるか。安心感やお互いの注意喚起にも繋がると考える。
- 広報さむかわやホームページ等、周知方法について検討の上、実施していく。
- ※ ドライブレコーダーの情報を個人情報として取り扱うとすると、要配慮個人情報が映り込んでしまった場合の取り扱いについて、どのように考えているのか。
- 要配慮個人情報として、例えば障がいのある方については、身体障害者福祉法で掲げる身体上の障がいがあることを内容とする記述等としており、今回のデータでは、具体的な障がいの内容等は取り扱うまでに至らないのではないかと考えており、要配慮個人情報の取り扱いに該当しないと考えている。
- ※ 規程第9条に統括管理責任者が行う措置について規定されているが、データの管理を現実的にはどのように行うのか。

→ ドライブレコーダーから抜き出した映像をパソコンに保存し、そのデータを漏えいや改ざんがないようパスワードを設定し管理すると想定している。メモリーカード自体の取り出しも指定された職員のみができるよう制限をかけている。

※ この規程は、作る主体が誰で、職員に対してどういった拘束があるのか。

→ 町長が職員に対して指示・命令しているもの。罰則等は規定されていないが、違反した場合、程度によっては懲戒の対象となる可能性もある。

### 答申についての意見・採決

会長が、各委員に本案の賛否を諮ったところ、次のとおりであった。

承認することを賛成する委員 4名（会長は除く。）

全員賛成により、議事第2号は諮問のとおり承認することに決した。

なお、委員より、個人情報の取り扱いについて次のとおり意見があった。

・データは、個人情報に該当する旨を明確にし、職員（消防団員を含む。）に対して、条例及び規程に則り、なお一層適正に管理するよう周知徹底すること。

・データの利用は、個人情報を収集する目的の範囲内で行うものとし、善意の第三者の権利・利益が確保され、かつ、適正な管理が実施されるよう努めるとともに、必要に応じて規程の見直しを図ること。

・データを外部へ提供するときは、乱用されることのないよう十分注意するとともに、相手方に対し順守事項を徹底すること。

・公用車にドライブレコーダーを設置する旨を、町の広報媒体（ホームページや広報誌等）を通じて町民に対して周知すること。

### 答申書の取り扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を期日までに事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に一任させてほしい旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

### 議事第3号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

【説明】事務局より、資料に基づき説明(資料番号2)。

※ 市民討議会の登録簿について、寒川町自治基本条例で「町民」の定義が謳われているが、「市民」というと町外の人も対象という意味合いになるのか。

→ 市民討議会というのは固有名詞で広く知られているため今回名称で使用しており、対象は寒川町在住者で町民の方との意見交換会の場を設けるものとして行っている。

※ 市民討議会の登録簿の継続用紙の中で、個人情報の取り扱いの欄に生年月日、住所、年齢等のチェックがついていないが、使用していないということによろしいか。

→ 実行委員会については、文教大学の方や一般社団法人寒川青年会議所の方が担当しており、連絡を取る際は、団体を通じて行っているため、個人の住所等は使用していない。

※ 寒川町マーケティングマネージャー公募及び委嘱事務について、変更内容②「寒川町マーケティングマネージャー応募者」を削るということだが、非委嘱者も含まれており、削ってしまっているということなのか。

→ 今回は応募者について削るだけで、非委嘱者については、マーケティングマネージャーの個人情報として登録簿を備えている。

※ 公募委員の登録簿が各審議会等ごとに備わっているが、公募委員の条件や取り扱う個人情報の項目はどれも同じなのではないか。それぞれの機関によって内容は変わってくるのか。

→ 公募委員の募集の手続きや提出書類については、「寒川町審議会等の委員の公募に関する規則」で定まっており、公募委員としての内容は同じだが、公募する各審議会等で事務の目的が異なるため、それぞれで登録簿を備えている。

#### 議事第4号 その他

##### (1) 寒川町情報公開審査会からの意見書について

事務局より、寒川町情報公開審査会から町長に対し情報公開審査制度の改善を求める意見書が提出された旨を報告した。

会長より、寒川町情報公開条例の改正の際は、寒川町情報公開審査会委員へその内容を適切に告知するよう要望があった。また、本意見書の要望事項に対して、当審議会として対応をどのように考えるかについて質問があった。

事務局から、寒川町情報公開条例の改正案を作成し、改めて当審議会へ諮る旨を回答した。

##### (2) その他 案件なし

#### 4. 閉会

以上